

1 件名

不当な財産管理について必要な措置を求める住民監査請求の監査結果について

2 監査委員の勧告内容

- (1) 返還金等の回収に当たり、速やかに財産調査を実施すること。その上で、必要な措置を検討し、適正な徴収事務を行うこと。

3 執行機関等が講じた措置内容

- (1) 財産調査の実施と適正な徴収事務の実施について

令和8年（2026年）4月27日付8八福介第542号「介護報酬返還に係る財産調査について（提出）【XXXXXXXXXX 他45件】」において、預金及び保険の財産調査を実施したほか、令和8年（2026年）5月26日付8八福介第1046号「普通自動車について（照会）【XXXXXXXXXX 他2件】」において、普通自動車の財産調査を実施した。

また、令和8年（2026年）6月30日に債務者に対し、強制執行手続と換価の猶予の手続について説明を行い、換価の猶予を行う場合の保証人の必要性や必要書類の提出と手続について協議を行った。

その結果、令和8年（2026年）7月末までに必要書類の提出を求め、換価の猶予の手続を開始する予定とした。

4 措置時期

令和8年（2026年）7月9日

5 監査委員の意見に対する取組

- (1) 適切な時期に財産調査を実施するとともに事務手順を整理し、適正な債権回収事務を実施することについて

強制徴収公債権の徴収職員として適切な時期に財産調査を実施するとともに、「介護給付費返還金及び加算金の事務取扱要領」及び「介護サービス事業所等に対する損害賠償請求権等に係る事務取扱要領」を作成し、これに基づいた債権の回収及び管理を適正に行う。（別紙のとおり）

介護給付費返還金及び加算金の事務取扱要領

第1 目的

この要領は、指定取消し処分等を受けた介護サービス事業所に対する介護保険法第22条第3項の規定による返還金及び加算金（以下「返還金等」という。）並びに、実地指導（東京都の実地検査を含む）による自主点検で返還を求める介護給付費等（以下「返納金」という。）の取扱い方法を定めることにより、事務を適正に行うことを目的とする。また、本要領に定めのない事項については、市税等の徴収に準じるほか、債権管理マニュアルに従うものとする。

第2 返還金等

(1) 債権の法的性質

介護保険法第144条の規定により、地方自治法第231条の3第3項に規定する法律で定める歳入とされ、地方税の滞納処分の例による処分が可能（強制徴収公債権）である。

(2) 返還金等を請求する期間

事実を確認した日（実地指導日等）以前2年間とし、その期間は、事業者が当該報酬を受領した日（国保連合会から報酬が支払われた日）の翌日から起算する。

(3) 返還金等の確定

「介護報酬の返還額の確定方法」（平成25年4月1日決裁）に基づき確定する。ただし、該当事業者からの返還金一覧の提出がない場合は、市において返還対象を精査し確定する。

(4) 返還方法

上記（3）により確定した返還金等を調定し、納入通知を行う。なお、履行期限までに納付が無かった場合には、履行期限後20日以内に期限を指定して督促を行う。督促により指定する履行期限は、督促状を発する日から10日以内とする。また、分割納付の申し出を受理した場合であっても督促は行う。

(5) 延滞金

上記（4）により督促をした場合、返還金等の金額が2,000円以上であるときは、その履行期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該金額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に年14.6パーセント（当該履行期限の翌日から1月を経過するまでの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。なお、延滞金特例基準割合は毎年変更があるため、その都度確認を行う。

このほか、徴収すべき延滞金の金額は履行期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じて算定されることから、本体債権の納付完了後に調定を行う。

(6) 債権管理

督促後、履行期限までに納付が無かった場合には状況に応じて催告等を行い債権の回収を図る。また、督促により指定する履行期限を超えてなお滞納となっている場合は、ただちに財産調査を行い滞納処分、執行停止等を行う。

(7) 不納欠損処分

執行停止後に地方税法第15条の7の規定に基づき債権を消滅させた場合等、管理対象となる債権が消滅した場合には、不納欠損処分を行う。

(8) 滞納繰越

調定額から納付された額及び不納欠損処分した額を差し引いた額を、滞納繰越額として翌年度に繰越調定する。

第3 返納金

(1) 債権の法的性質

請求内容の誤り等により生じた過誤の返還金であり、民法703条に規定する不当利得の返還金となる（非強制徴収公債権）。

(2) 自主点検を事業者を求める期間

事実を確認した日（実地指導日等）以前5年間とし、その期間は、事業者が当該報酬を受領した日（国保連合会から報酬が支払われた日）の翌日から起算する。

(3) 返納金の確定

事業者の自主点検により提出された返還金一覧等を市が保有する給付実績と照合し確定する。

(4) 返還方法

過誤調整の方法による。ただし、これにより難い理由がある場合には、返還金等に準じた返還方法による。

第4 返還請求の消滅時効

(1) 消滅時効

返還金等の返還請求の権利は、2年間行使しないことによって、時効により消滅する。また、返納金については、5年間権利を行使しないことによって、時効により消滅する。

(2) 時効の起算日

時効の起算日は事業者が報酬を受け取った日（国保連合会から報酬が支払われた日）の翌日から起算する。

(3) 時効の更新

時効は納入の通知、督促及び事業者による債務の承認（一部納付の履行等）により更新する。そこで、分割納付の申し出を受けた際には納付の対象となる債務の合

計金額を明記させる等により承認対象の債務を明確にし、時効の更新を確実なものとする。

(4) 時効の援用

時効の援用は要せず、また、時効の利益をあらかじめ放棄することはできない。

第5 猶予

(1) 返還金額が高額になり、一度に納付又は過誤調整できない場合は、地方税法第15条等の規定を適用し、事業者等からの申請又は職権により納付を猶予することができるものとする。また、猶予は「徴収猶予」と「換価の猶予」のいずれかを用いる。

(2) 次の事情により、返還金等を一時に納付できないときは、「徴収猶予」の申請をすることができる。

(ア) 災害や盗難にあったとき

(イ) 本人や本人と生計をしている親族が病気にかかったり負傷したとき

(ウ) 事業を廃止したときや休止したとき

(エ) 事業について著しい損失を受けたとき

(オ) (ア)～(エ)に類する事実があったとき

(3) 上記(2)の申請が認められる場合、原則として1年以内の必要な期間について納付が猶予され、分割して納付することができるほか、新たな督促や差押さえ、すでに差押さえを受けている財産の換価等の滞納処分が行われない。

(4) 上記(2)の申請においては、猶予を受ける金額が100万円以下の場合は、「徴収猶予申請書」「猶予該当事実を証する書類」「財産収支状況書」が必要となる。また、猶予を受ける金額が100万円を超える場合は、「徴収猶予申請書」「猶予該当事実を証する書類」「財産目録及び収支の明細書」「担保の提供に関する書類(猶予期間が3か月を超える場合のみ)」の提出が必要となる。

(5) 上記(2)の申請ができる期間は、返還金等の額が確定後、随時とする。

(6) 次の要件のすべてに該当するときは、「換価の猶予」を申請することができる。

(ア) 返還金等を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にする恐れがあると認められること

(イ) 納付について誠実な意思を有すると認められること

(ウ) 猶予を受けようとする返還金等以外に、すでに滞納となっている返還金等がないこと

(7) 上記(6)の申請が認められる場合、原則として1年以内の必要な期間について換価が猶予され、分割して納付することができるほか、すでに差押えを受けている財産の換価が猶予される。

(8) 上記(6)の申請においては、猶予を受ける金額が100万円以下の場合は、「換

価の猶予申請書」「財産収支状況書」が必要となる。また、猶予を受ける金額が100万円を超える場合は、「換価の猶予申請書」「財産目録及び収支の明細書」「担保の提供に関する書類（猶予期間が3か月を超える場合のみ）」の提出が必要となる。

(9) 上記(6)の申請ができる期間は、猶予を受けようとする返還金等の納期限から6か月以内とする。

(10) 上記(6)の申請ができる期間が上記(9)に規定する期間を超えた場合は、徴収上有利となるよう職権の行使による換価の猶予の手続きをとることができる。

(11) 担保を徴する場合、担保として認められる財産は以下のとおりである。

(ア) 国債、地方債

(イ) 八王子市長が確実と認める社債その他の有価証券

(ウ) 土地・建物

(エ) 八王子市長が確実と認める保証人の保証

(12) 上記(4)及び(8)による申請書が提出された場合は、必要な書類がそろっているか、必要な事項が記入されているかを確認し、猶予の許可・不許可・猶予を許可する金額・機関等の審査を行うものとする。

(13) 上記(12)による審査の結果、猶予の許可を行う場合は「猶予の許可通知書」を送付し、通知書に記載された分割納付計画のとおりになしに納付させるものとする。また、猶予の要件に該当しない場合や猶予期間に完納することができないと認められる場合等においては、猶予の許可を行うことができないため、「猶予の不許可通知書」を送付するものとする。

(14) 返納金の過誤調整を複数回で行う場合は、事業者になし過誤調整計画書を提出させる。

第6 その他

返還金等及び返納金としての請求のほか、民法及び会社法、その他の法令に基づき損害賠償請求権として請求できる場合があることから、当該請求に関する事項は「介護サービス事業所等に対する損害賠償請求権等に係る事務取扱要領」を別途定める。

附則

この要領は、平成22年9月1日から施行する。

附則

この要領は、平成23年9月1日から施行する。

ただし、改正内容は、平成22年9月1日から適用する。

附則

1 この要領は、令和4年(2022年)1月6日から施行する。

ただし、第2(5)、第3(5)及び附則第3項の規定は令和4年(2022年)

4月1日から施行する。

- 2 第2(5)及び第3(5)の規定は、令和4年(2022年)4月1日以後に発生する返還金等及び返納金について適用する。
- 3 当分の間、第2(5)及び第3(5)に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントを加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

附則

この要領は、令和8年(2026年)7月9日から施行する。

介護サービス事業所等に対する損害賠償請求権等に係る事務取扱要領

第1 目的

この要領は、指定取消し処分等を受けた介護サービス事業所及び当該事業所を運営する法人の代表者その他の役員に対する民法、会社法、その他の法令に基づく損害賠償請求権及び不当利得による返還金（以下「損害賠償請求権等」という。）の取扱いについて定めることにより、八王子市（以下「本市」という。）における債権管理事務を適正に行うことを目的とする。なお、本要領に定めのない事項については、債権管理マニュアルに従うものとする。

第2 損害賠償請求権

(1) 法的性質

私債権である。

(2) 請求対象期間

介護保険法等に違反する事実を確認した日（実地指導日等）から起算して5年間又は10年間とし、その期間は、事業者が介護報酬を受領した日（東京都国民健康保険団体連合会から介護報酬が支払われた日）の翌日から起算する。

(3) 損害賠償請求権の対象の確定

「介護報酬の返還額の確定方法」（平成25年4月1日決裁）に基づき確定する。

ただし、事業者から返還金一覧の提出がない場合は、本市において請求対象を精査し確定する。

(4) 請求方法

上記(3)により確定した損害賠償請求権を調定し、納入通知を行う。なお、履行期限までに納付が無かった場合、履行期限後20日以内に新たな履行期限（督促状を発する日から10日以内）を指定して督促を行う。

なお、分割納付の申出を受理した場合も督促は行うこととする。

(5) 遅延損害金

上記(4)により督促をした場合、履行期限の翌日から納付日までの日数に応じ、当該金額に3パーセント（2020年3月31日以前に債務が生じた場合は、年5パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して請求する。なお、延滞金特例基準割合は毎年変更があるため、その都度確認を行う。

このほか、徴収すべき遅延損害金の金額は、履行期限の翌日から納付日までの日数に応じて算定されることから、本体債権の納付完了後に調定を行う。

(6) 債権管理

上記(4)により督促を行い、履行期限までに納付が無かった場合には催告を行い債権の回収を図る。また、八王子市債権管理条例に基づき、原則として督促による履行期

限から1年以内に訴訟手続による履行請求、徴収停止等を実施する。

(7) 不納欠損処分

債権を放棄した場合等、管理対象となる債権が消滅した場合には不納欠損処分を行う。なお、不納欠損処分にあたっては、事前に「八王子市債権管理審議会」への諮問を要する。

(8) 滞納繰越

調定額から納付された額及び不納欠損処分した額を差し引いた額を、滞納繰越額として翌年度に繰越調定する。

第3 消滅時効

(1) 時効期間

ア 損害賠償請求権

「市が加害者及び損害を知った時から3年」又は「不法行為の時から20年」のいずれか先に到来する方

イ 不当利得による返還金

「権利を行使できることを知った時から5年」又は「権利を行使できる時から10年」のいずれか先に到来する方

※ 令和2年(2020年)3月31日以前に発生した不当利得による返還金については、改正前の民法が適用されるため、権利を行使できる時から10年のみ

(2) 時効の起算日

介護報酬を受け取った日(東京都国民健康保険団体連合会から介護報酬が支払われた日)の翌日から起算する。

(3) 時効の完成猶予

催告から6か月を経過するまでの間又は裁判上の請求並びに強制執行申立をしている間の時効は猶予・中断される。

(4) 時効の更新

納入の通知、督促、裁判上の請求に対する確定判決、強制執行の終了及び事業者による債務の承認(一部納付の履行等)により更新する。なお、分割納付の申し出を受けた際には納付の対象となる債務の合計金額を明記させる等により承認対象の債務を明確にし、時効の更新を確実なものとする。

(5) 時効の援用

時効の援用は不要であり、時効の利益をあらかじめ放棄することはできない。

第4 徴収停止

履行期限から相当期間が経過した後も完全に履行されていない場合、履行させることが著しく困難又は不適當であると認められ、かつ法人である事業者が事業をや

めてしまった場合等所定の事由に該当する場合には、債権の保全、取立てをしないことができる。

※ 上記の要件を満たさない場合は、徴収手続を行う必要がある。

第5 履行延期の特約

以下のいずれかに該当する場合、履行期限を延長できる（地方自治法240条3項、地方自治法施行令171条の6第2項）。

ア 事業者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。

イ 事業者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に
有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認めら
れるとき。

ウ 事業者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、事業者が当該債
務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがや
むを得ないと認められるとき。

エ 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、事業者が当該債務
の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有する
と認められるとき。

なお、履行期限の延期は、履行期限が経過した後でも可能だが、遅延損害金は
徴収しなければならない。

第6 免除

事業者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした
債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をし
た場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日）から10年を経過した後にお
いて、なお、事業者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済の見込みがな
いと認められる場合、損害賠償請求権を免除することができる。

附則

この要領は、令和8年（2026年）7月9日から施行する。